

## 令和6年度 事業計画書

### 1. 基本方針

一般社団法人安芸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における受注件数、契約額は、ようやく長く続いた新型コロナウイルス感染症も、昨年5月には感染症法上の位置づけが変更となり、行動制限も緩和され、ようやく日常を取り戻し、人や経済のながれが再び活性化しつつあり、5年度は回復傾向にあります。しかし、不安定要素としての中東情勢・ウクライナ情勢の緊迫化や歴史的な円安水準が続いており、今後の先行きは、不透明な経済情勢が続くと認識しています。

一方、国や地方公共団体では、定年が延長される等、社会の労働力の構成が変わりつつあり、日常の事業活動が回復し、就業機会の拡大が見込まれる中、センターの会員の確保がより一層、難しくなっています。6年度から国の補助金の算出方法が変わり、会員数、就業実人員、受注件数及び就業延人員が伸びないと補助金が減額されることになる等、より一層会員の増や就業機会の拡大に取り組んでいく必要があります。

昨年10月から消費税に係る「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」施行され、センターは、会員に支払った配分金に課税された消費税を仕入税額控除することができなくなり、経過措置期間中の6年度は、会員に支払った消費税の20%に当たる額を消費税として納税しなくてはなりません。

また、6年度は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」が11月までに施行されることになっており、厚生労働省から法施行に見据えた契約の見直し(案)が示されたが、契約の見直し(案)には、幾多の課題があり、今後、慎重に対応していく必要があります、今後センターを取り巻く環境は益々変化し、センターの運営に大きな影響を及ぼすことが見込まれます。

そうした中、人材センターの3ヶ年計画(4~6年度)に基づき、センターの基本理念である「自主・自立・協働・共助」のもと、改めて会員一人ひとりが「親切・丁寧・誠実な就業」を提供することによって、さらに多くの皆様に信頼されるセンターであることを目指し、会員、役職員が一丸となって事業を推進していきます。

## 2. 重点目標

### (1) 会員の確保・拡大

法令改正により70歳まで就業機会確保が企業義務となり、さらに会員確保が難しくなる懸念されます。お客様の多種多様な依頼に対応できる会員を増強するために、下記項目を重点的に取り組んでいきます。

- ① 会員・事務局によるロコミ活動の実施。
- ② 広報あき・インスタグラム・ホームページ等による広報活動。
- ③ 賛助会員（個人・企業）の募集活動の実施。

### (2) 就業機会の拡充

#### ① 就業機会の確保と受託事業の拡大

- ▶ 広報あきやホームページ等のメディアを活用し、シルバー人材センターの仕事内容に対する情報発信に努めます。
- ▶ 空き家対策、介護サービスなどの新たなニーズに応えるために行政と連携し就業拡大に努めます。
- ▶ 県シルバー人材センター連合会と連携し労働者派遣事業の推進に取り組みます。

#### ② 技術向上

- ▶ 発注者の様々な要望に対応するために、各種講習会等を県シルバー人材センター連合会の力も借りながら実施し、会員の知識・技術向上に努めます。

#### ③ 安全・適正就業の推進

- ▶ 安全委員会を中心に、安全パトロールの実施や安全講習会を実施し、事故防止の啓発活動を行っていきます。
- ▶ 健康で安全な就業のために、感染症予防や健康診断の受診の啓発をします。

### (3) 生きがいと健康づくりの推進及び地域社会への貢献

シルバー人材センターは仕事の間だけではなく、楽しむこと、生きがいを感じることもできる“集いの場”の提供にも重点をおいて取り組んでいきます。

① シルバー・クラブ活動の実施

会員一人ひとりの健康づくりと相互の交流・親睦を深める活動を支援します。

**\*現在活動中のクラブ\***

▶健康マージャンの実施

▶編み物クラブの実施

② ボランティア活動

安芸市内の公園・施設の剪定や草刈りなどのボランティア活動を通じ、地域社会への貢献に努めます。

③ 指定管理者として、安芸市老人憩の家の適正な管理と運営に努めます。